

**介護老人保健施設 えんじゅの里**  
**長期入所・短期入所・介護予防短期入所**  
**重要事項説明書**

あなたに対する介護保健施設サービス提供にあたり、介護保険法に関する厚生省令40号5条に基づいて、えんじゅの里として、説明すべき事項は次のとおりです。

### 1. 施設の概要について

施設の名称	医療法人誠仁会 介護老人保健施設 えんじゅの里
施設の所在地	青森県つがる市木造曙82
電話番号	0173-42-3734
ファクシミリ番号	0173-43-2812
施設長（管理者）	一戸 淳
事業所番号	0252180005

### 2. 施設の目的と運営の方針

(1) 施設の目的	入所者様の有する能力に応じて自立した日常生活を営む事ができ、家庭復帰を目指した支援を行います。 常に入所者様の立場に立って、意思及び人格を尊重し、サービスの提供に努めます。 施設は、明るく家庭的な雰囲気作りに努め、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、各保健医療サービス事業所と密接な連携に努めます。
-----------	---

(2) 運営の方針	1. 入所者様の要介護状態の軽減若しくは悪化防止に努め、その心身の状態等を踏まえて適切な療養を行います。 2. サービスの提供に当たっては懇切丁寧を旨とし、入所者様又はご家族様に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 3. 入所者様又は他入所者様の生命、身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束や行動を制限する行為は行いません。やむを得ず拘束する場合は、入所者様又はご家族様に説明し、医師の指示の下に行い、その状態、経過、心身の状況及び拘束の理由等を記録します。 4. 自ら提供するサービスの質を評価し、常にその改善を図ります。
-----------	---

### 3. 入所後の飲み薬及び治療に伴う医学的管理について

自宅または病院等より当施設に入所した場合、薬及び治療に関する管理は施設の医師が責任をもって対処することになります。

老人保健施設は、入所者様の医療に関わる費用も含まれているため（一部対象外）、入所後にご本人及びご家族様は、医師の紹介状なしに今まで通院していた病院に薬をもらいに行ったり、診察を受けに行ったりすることは出来ません。

他の医療機関での受診を希望される際は事前にご相談いただくようお願い致します。当施設の医師が紹介状を書き、必要に応じて看護師が同伴することになります。

### 4. 施設の概要

建 物	構 造	鉄骨耐火4階造
	延床面積	3372.21㎡
	利用定員	100名

## (1) 居室

居室の種類	室数	面積	1人あたり面積
1人部屋	20	約10m <sup>2</sup>	約9.21m <sup>2</sup>
4人部屋	20	約35m <sup>2</sup>	

## (2) 主な設備

設備の種類	数	備考
療養室	40	個室20 4人部屋20
診察室	1	2階に設置
機能訓練室	1	3階に設置
談話室	1	3階に設置
食堂	1	3階に設置
一般浴室	1	1階に設置
リフト浴室	1	1階に設置
レクリエーションルーム	1	食堂と兼ねる
洗面所	1階 1箇所 2階 1箇所 3階 1箇所	
便所	1階 1箇所 2階 1箇所 3階 1箇所	
サービスステーション	1階 1箇所 2階 1箇所	
洗濯室	1階 1箇所	
汚物処理室	1階 1箇所 2階 1箇所	

## 5. 施設の職員体制

職種	人数	職務内容	休暇
施設長 (医師)	1名	・施設業務を統括管理する ・病状を把握し、診察・健康管理 保健衛生指導を行う	週3休、特休、および有休
医師	1名	・病状を把握し、診察・健康管理 を行う	週3休、特休、および有休
薬剤師	0.3名以上	・薬剤管理指導を行う(病院兼務)	4週6休、特休、および有休
看護職員	10名以上	・医師の診療補助、看護並びに 入所者様の衛生管理及び日常生活 の援助を行う	4週6休、特休、および有休
介護職員	24名以上	・日常生活の援助を行う	4週6休、特休、および有休
支援相談員	1名以上	・入所者様及びご家族様の相談に 応じ、必要な助言その他の援助を 行う	4週6休、特休、および有休
作業療法士	1名以上	・リハビリテーションによる機能 回復の促進及び低下予防を行う	4週6休、特休、および有休
管理栄養士	1名以上	・栄養管理・栄養指導、食品の 衛生管理を行う	4週6休、特休、および有休
介護支援専門員	1名以上	・介護保険認定の手続き、施設 サービス計画、及び短期入所療養 介護計画の作成等を行う	4週6休、特休、および有休

事務員及びその他	適当数	・会計、庶務等の事務作業を行う ・リハビリテーションや、レクリエーション等に関する補助を行う	4週6休、特休、および有休
----------	-----	---	---------------

## 6. 利用料金について（法定代理受領を前提としています。）

### (1) 入所料金【基本型】

令和6年10月1日より

	要介護度	多床室		個室	
		日額	月額(30日)	日額	月額(30日)
介護サービス費	要介護1	793円	23,790円	717円	21,510円
	要介護2	843円	25,290円	763円	22,890円
	要介護3	908円	27,240円	828円	24,840円
	要介護4	961円	28,830円	883円	26,490円
	要介護5	1012円	30,360円	932円	27,960円
加算等	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)			1日	22円
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ) ※運営状況により算定しない場合あり			1日	51円
	夜勤職員配置加算			1日	24円
	初期加算(Ⅱ)		入所30日以内	1日	30円
	療養食加算			1食	6円
	所定疾患施設療養費		(Ⅰ)連続した7日が限度		239円
	※(Ⅰ)か(Ⅱ)どちらかを算定		(Ⅱ)〃10日が限度		480円
	短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)			1回	200円
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算				(Ⅰ)240円
	※(Ⅰ)か(Ⅱ)どちらかを算定				(Ⅱ)120円
	外泊時費用加算		24時間不在時	1日	362円
	入所前後訪問指導加算(Ⅰ)			1回	450円
	退所時情報提供加算		(Ⅰ)居宅へ退所した場合		(Ⅰ)500円
	※(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定		(Ⅱ)医療機関へ退所した場合		(Ⅱ)250円
	入退所前連携加算			1回	(Ⅰ)600円
	※(Ⅰ)か(Ⅱ)どちらかを算定				(Ⅱ)400円
	安全対策体制加算			入所時に1回	20円
退所時栄養情報連携加算			1回	70円	
ターミナルケア加算	死亡日			1,900円	
	死亡日前日及び前々日			910円	
	死亡日以前4日以上30日以下			160円	
	死亡日以前31日以上45日以下			72円	
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)			1日	サービス費 総額×0.044円	
協力医療機関連携加算			1月	100円	
食費	第1段階	日額		300円	
	第2段階	日額		390円	
	第3段階①	日額		650円	
	第3段階②	日額		1,360円	
	課税世帯	日額		1,445円	
居住費			多床室	個室	
	第1段階	日額	0円	550円	
	第2段階	日額	430円	550円	
	第3段階①②	日額	430円	1,370円	
	課税世帯	日額	437円	1,728円	

洗濯について	※別紙 入所セットレンタルご案内 参照	
電気使用料	充電タイプ：1点1日10円（税込み11円）	
	冷蔵庫（施設備品）：1点1日50円（税込み55円）	
	それ以外：1点1日30円（税込み33円）	
エンゼルケア料金	亡くなられた際の処置代金 5,000円（税込み5,500円）	
口座引落料金	1回	100円（税込み110円）
診断書作成料	1枚	5,000円（税込み5,500円）
健康管理費	実費	
理美容料金	実費	

(2) 短期入所料金・介護予防短期入所料金【基本型】

令和6年8月1日より

	要介護度	日 額	
		多床室	個室
介護予防短期入所 療養介護	要支援1	613円	579円
	要支援2	774円	726円
介護サービス費	要介護1	830円	753円
	要介護2	880円	801円
	要介護3	944円	864円
	要介護4	997円	918円
	要介護5	1,052円	971円
加 算 等	サービス提供体制強化加算（I）		22円
	夜勤職員配置加算		24円
食 費	第1段階	日額	300円
	第2段階	日額	600円
	第3段階①	日額	1,000円
	第3段階②	日額	1,300円
	第4段階	日額	1,445円
居住費			多床室 個室
	第1段階	日額	0円 550円
	第2段階	日額	430円 550円
	第3段階	日額	430円 1,370円
第4段階	日額	437円 1,728円	
送迎加算	片道		184円
電気使用料	充電タイプ：1点1日10円（税込み11円）		
	冷蔵庫（施設備品）：1点1日50円（税込み55円）		
	それ以外：1点1日30円（税込み33円）		
口座引落料金	1回	100円（税込み110円）	
理美容料金			実費

※食費・居住費に関しては、所得に応じて減免制度があるので、市町村に申請が必要です。

※料金の支払い方法

- ・毎月10日までに前月分の請求書を送付し、15日に、ご契約している青森銀行の口座より、自動で引き落とします。（15日が定休日の場合は、15日以降の次営業日になります。）
- ・短期入所をご利用の場合は、現金での支払いにも対応しています。

## 7. 施設サービスの内容

令和6年4月1日より

	内 容
食 事	朝食 7:00 昼食 12:00 夕食 18:00 入所者様の状態に合わせた、食事の形態で提供しています。
清潔管理	入浴 ・歩行が安定している入所者様には一般浴、入浴に介助を要する入所者様には、特殊浴槽での対応となります。 ・週2回入浴していただきますが、入所者様の状態によっては、シャワー浴や清拭、足浴を行います。 ・入浴日以外でも入所者様に清拭を行います。 洗髪 ・入浴ができない方の状態に合わせて洗髪を行います。
排 泄	トイレ誘導、おむつ交換等の援助を適宜提供させていただきます。
機能訓練	作業療法士による機能訓練を入所者様の状況にあわせて行います。
健康管理	毎朝のバイタル測定（血圧・体温・脈拍）を実施し、体調の変化に注意します。
シーツ交換	シーツ交換は週1回実施します。また、汚れた場合は適宜取り替えます。
レクリエーション	誕生会・季節の行事・慰問・野外行事など、年間行事予定に沿って実施しています。

## 8. 守秘義務(個人情報の利用について)

当施設とその職員は、業務上知り得た利用者、身元引受人若しくは身元引受人の親族に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、例外として以下の場合の情報提供については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。また、利用終了後も同様の取扱いとします。

1. サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介
2. 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕等）との連携
3. 入所者様又はご家族様が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
4. 入所者様に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等
5. 生命、身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)

## 9. 施設を退所していただく場合（サービスの終了）

### (1) 入所者様からの解除

入所者様及びご家族様は、当施設に対し退所の意思を表明する事により、いつでも入所利用を解除・終了する事ができます。

### (2) 当施設からの解除

1. 入所者様が要介護認定において自立又は要支援と判定された場合
2. 入所中定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅で生活できると判断された場合
3. 入所者様の病状・心身状態などが著しく悪化し、施設サービスの提供範囲を超えると判断され入院となった場合
4. サービス利用料金を2か月以上滞納した場合
5. 入所者様及びご家族様が、当施設や当施設職員又は他の入所者様に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷、その他サービス利用を継続しがたいほどの背信行為や反社会的行為を行った場合
6. 施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず新たな身元引受人を立てない場合。ただし、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
7. 天災・災害・施設設備の故障やその他やむを得ない理由により、当施設を利用していただくことができない場合
8. 入所者様が他の施設に入所した場合

### (3) 円滑な退所への支援

入所者様及びご家族様に対し適切な指導を行うと共に、入所者様の心身の状況や置かれている環境等を勘案し、必要とされる以下の援助を速やかに行います。

1. 適切な病院又は診療所の紹介
2. 居宅介護支援事業所の紹介
3. その他保健医療サービス又は福祉サービス提供者の紹介

## 10. 事故発生時の対応

施設サービスの提供等により事故が発生した場合には、ご家族様へ緊急に連絡すると共に必要な処置を講じます。また、保険者の指定する行政機関へ報告し、その事故が賠償すべきものである場合には、速やかに損害賠償を行います。

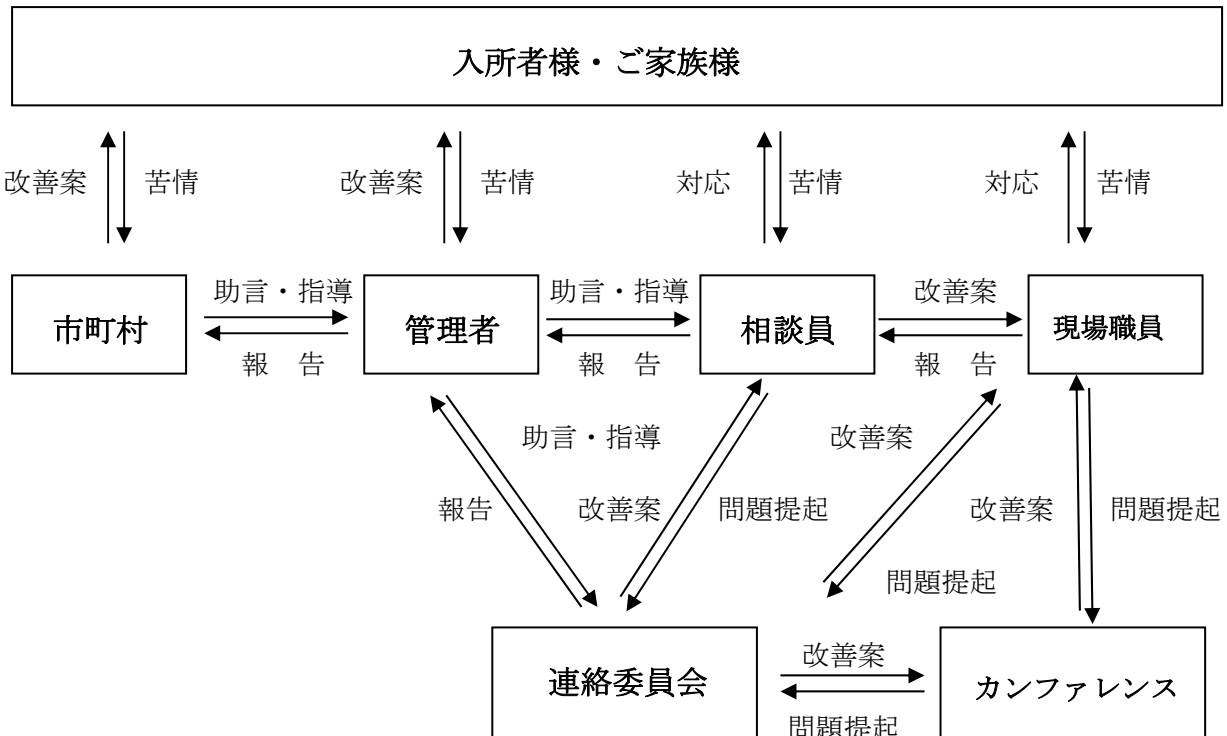
## 11. 苦情等申立窓口

施設サービスの内容について、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、下記の担当者までお気軽にご相談ください。また、ご意見箱での受付も致しておりますので、ご利用ください。管理者が責任をもって調査、改善をさせていただきます。

担当者： 新岡 浩司  
電話： 0173-42-3734

当施設以外に、お住まいの市町村又は青森県国民健康保険団体連合会の苦情処理相談窓口に応じ出す事もできます。(電話 017-723-1336)

### <苦情処理に関するフローチャート>





- ・多額の現金や貴重品の所持はご遠慮願います。紛失等、施設では責任を負いかねます。どうしてもという場合は、利用者・ご家族の責任において管理してください。

#### (5) 設備・備品について

- ・施設内の設備や備品の利用については、本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
- ・タンスの鍵を入所様様が管理する場合、紛失したときは実費を負担していただきます。

#### (6) 部屋換えについて

- ・入所様の状態により適宜部屋移動を行いますので、ご了承下さい。
- ・施設での集団生活において、様々な状況により部屋換えは必要となります。新しく入所される方や、部屋に馴染めない方、既に入所されている方の状態の変化に伴い、看護介護職員のいるサービスステーションの近くの部屋に移動をしなければならない場合があります。しかし、友達や良い話し相手ができると、部屋換えをしたくないという方がいます。どうしても納得して頂けない場合は、家族から本人への説得を試みて頂く事がありますので、よろしくお願い致します。

#### (7) 住所

- ・当施設への住所変更はできません。

#### (8) その他

- ・施設内での他の入所様様に対する執拗な宗教活動、政治活動、及び営利行為は禁止します。
- ・公職選挙法に基づく選挙について、施設内での不在者投票は申し込みが必要です。申込み締め切り日、投票日等は施設内に掲示します。
- ・入所様様から事業計画及び財務内容に関する資料の閲覧を求められた場合、当施設は原則としてこれに応じます。但し、ご家族様からの請求については、ご本人の同意が得られない場合は、これに応じないことができます。



# 介護老人保健施設利用 重要事項同意書

( 入所 ・ 短期入所 ・ 介護予防短期入所 )

青森県つがる市木造曙82  
介護老人保健施設 えんじゅの里

施設サービスの提供開始に当たり、入所者様及びご家族様に対して本書面に基づき重要な事項を説明しました。

説明者氏名 \_\_\_\_\_ 印

介護老人保健施設えんじゅの里の利用にあたり、書面に基づく重要事項の説明と文書による交付を受け、サービスの内容に関して十分理解した上で同意します。

(利用者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 : \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

(利用者の家族等)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 : \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

続 柄 \_\_\_\_\_